

鳥取県治山工事及び林道工事における週休２日の取得に要する費用計上実施要領 新旧対照表

改 定 後				改 定 前					
鳥取県治山工事及び林道工事における週休２日の取得に要する費用計上実施要領				鳥取県治山工事及び林道工事における週休２日の取得に要する費用計上実施要領					
1～3 （略）				1～3 （略）					
4 積算方法等				4 積算方法等					
(1) (略)				(1) (略)					
ア ～イ （略）				ア ～イ （略）					
ウ 市場単価				ウ 市場単価					
市場単価に表２に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による加算率及び補正係数を乗じるものとする。				市場単価に表２に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による加算率及び補正係数を乗じるものとする。					
表２				表２					
名 称		区 分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上	名 称		区 分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
鉄筋工（太径鉄筋を含む）			1.04	1.02	鉄筋工（太径鉄筋を含む）			1.04	1.02
鉄筋工（ガス圧接）			1.03	1.02	鉄筋工（ガス圧接）			1.03	1.02
防護柵設置工（ガードレール）		設置	1.01	1.00	防護柵設置工（ガードレール）		設置	1.01	1.00
		撤去	1.04	1.02			撤去		1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）		設置	1.04	1.02	防護柵設置工（横断・転落防止柵）		設置	1.04	1.02
		撤去	1.04	1.02			撤去		1.04
防護柵設置工（落石防止柵）			1.01	1.01	防護柵設置工（落石防止柵）			1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）			1.02	1.01	防護柵設置工（落石防止網）			1.02	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）		設置	1.01	1.00	防護柵設置工（ガードパイプ）		設置	1.01	1.00
		撤去	1.04	1.02			撤去		1.04
道路標識設置工		設置	1.01	1.00	道路標識設置工		設置	1.01	1.00
		撤去・移設	1.03	1.02			撤去・移設		1.03
道路付属物設置工		設置	1.01	1.01	道路付属物設置工		設置	1.01	1.01
		撤去	1.04	1.02			撤去		1.04
法面工			1.02	1.01	法面工			1.02	1.01
吹付砕工			1.03	1.01	吹付砕工			1.03	1.01
軟弱地盤処理工			1.02	1.01	軟弱地盤処理工			1.02	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）			1.03	1.02	鉄筋挿入工（ロックボルト工）			1.03	1.02
<u>橋梁用伸縮継手装置設置工</u>			<u>1.02</u>	<u>1.01</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</u>			<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
エ 土木工事標準単価				エ 土木工事標準単価					
土木工事標準単価に表３に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による補正係数を乗じるものとする。				土木工事標準単価に表３に掲げる補正係数を乗じて算出した設計単価に、施工条件等による補正係数を乗じるものとする。					
表３				表３					
名 称		区 分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上	名 称		区 分	月単位の 4週8休以上	通期の 4週8休以上
区画線工			1.04	1.02	区画線工			1.04	1.02
排水構造物工			1.04	1.02	排水構造物工			1.04	1.02
コンクリートブロック積工			1.04	1.02	コンクリートブロック積工			1.04	1.02
構造物取りこわし工		機械	1.03	1.02	構造物取りこわし工		機械	1.03	1.02
		人力	1.04	1.02			人力		1.04
<u>橋梁塗装工</u>			<u>1.03</u>	<u>1.01</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>塗膜除去工</u>			<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<u>道路反射鏡設置工</u>		<u>設置</u>	<u>1.01</u>	<u>1.00</u>	<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
		<u>撤去</u>	<u>1.04</u>	<u>1.02</u>			<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
<u>侵食防止用植生マット工（養生マット工）</u>			<u>1.04</u>	<u>1.02</u>	<u>(新設)</u>			<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>

改 定 後	改 定 前
オ～カ （略） （２）（略） ５ （略） 附 則 この要領は、令和６年５月１０日から施行する。 この要領は、令和７年５月１５日から施行する。 <u>この要領は、令和７年１０月１０日から施行する。</u>	オ～カ （略） （２）（略） ５ （略） 附 則 この要領は、令和６年５月１０日から施行する。 この要領は、令和７年５月１５日から施行する。